

【参考資料】

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例新旧対照条文

現 行	改 正 後	備 考
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 (国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第12条の5 第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。) の資格を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p> </p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1) 保育士 (<u>神奈川県の区域に係る児童福祉法等の一部を改正する法律(令和7年法律第29号)</u> 附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号) 第12条の5 第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士を含む。) の資格を有する者</p> <p>(2) (略)</p> <p> </p> <p>(10) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	